

枚方市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第7項の規定に基づく公の施設の指定管理者監査及び同条第5項に基づく随時監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成26年2月28日

枚方市監査委員

勝 山 武 彦  
久 野 邦 広  
大 森 由紀子  
鷲 見 信 文



## 第1 公の施設の指定管理者監査及び随時監査の対象

### 1. 枚方市立メセナひらかた会館

#### (1) 公の施設の指定管理者監査

[対象団体] 株式会社京阪エンジニアリングサービス（指定管理者）

[対象事務] 平成25年度における枚方市立メセナひらかた会館の指定管理に係る事務の執行、業務の管理運営、財務に関する事項、その他

#### (2) 随時監査

[対象部課] 市民安全部市民活動課

[対象事務] 平成25年度における枚方市立メセナひらかた会館の株式会社京阪エンジニアリングサービスによる指定管理に係る事務の執行、財務に関する事項、その他

### 2. 枚方市立火葬場

#### (1) 公の施設の指定管理者監査

[対象団体] 五輪・日本管財グループ（指定管理者）

[対象事務] 平成25年度における枚方市立火葬場の指定管理に係る事務の執行、業務の管理運営、財務に関する事項、その他

#### (2) 随時監査

[対象部課] 環境保全部環境衛生課

[対象事務] 平成25年度における枚方市立火葬場の五輪・日本管財グループによる指定管理に係る事務の執行、財務に関する事項、その他

### 3. 枚方市自動車駐車場

#### (1) 公の施設の指定管理者監査

[対象団体] ミディ総合管理株式会社（指定管理者）

[対象事務] 平成25年度における枚方市自動車駐車場の指定管理に係る事務の執行、業務の管理運営、財務に関する事項、その他

#### (2) 随時監査

[対象部課] 土木部交通対策課

[対象事務] 平成25年度における枚方市自動車駐車場のミディ総合管理株式会社による指定管理に係る事務の執行、財務に関する事項、その他

## 第2 監査の期間

平成25年11月1日から平成26年2月27日まで

## 第3 監査の結果

本監査の執行に際し、関係者から事情聴取し、また、提出された関係書類を監査した結果について、監査委員協議を行ったところ、事務処理状況はおおむね適正に処理されているものと認められたが、一部に改善・検討を要する事項が見受けられた。

以下、留意点、意見を述べる。

### 【意見・要望事項】

#### ○指定管理者基本協定書に基づく施設の管理運営について

##### (第三者への委託)

指定管理者に対する再委託の承認に当たっては、第三者による執行となる業務の具体的な内容、委託契約期間等について、リスクマネジメントの観点から、市として適切に実態を把握し、必要に応じて業務の執行体制や執行状況を確認するよう要望する。

##### (事業報告書等の提出)

枚方市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例では、事業報告書の提出を毎年度終了後60日以内としているが、枚方市自動車駐車場の管理に関する基本協定書は、事業報告書の提出を毎年度終了後30日以内と規定している。しかしながら、指定管理者であるミディ総合管理株式会社の平成24年度事業報告書は平成25年5月27日付けで提出され、同日付けで収受しており、当該基本協定書の規定する期限を過ぎていた。

枚方市立メセナひらかた会館指定管理者基本協定書及び枚方市立火葬場指定管理者基本協定書は、毎年度終了後60日以内の事業報告書の提出及び翌月15日までの月次報告書の提出を規定しているが、各種報告書の収受に係る記録が残されていなかった。

また、枚方市立火葬場の指定管理者である五輪・日本管財グループからは、業務従事者に対して提出を求めている個人情報の保護に関する誓約書の写しが提出されていなかった。

公の施設の管理運営に関して、それぞれの指定管理者と締結している基本協定書の趣旨を踏まえ、適正な事務処理を行うとともに、基本協定書に基づく適切な管理運営が行われているかどうかについて十分に確認するよう要望する。

### (リスクと費用の責任分担)

基本協定書に規定するリスクと費用の責任分担では施設の大規模修繕及び改修は設置者である市の負担とし、施設の運営上、不可避な小規模修繕は指定管理者の負担としており、規模の大小は修繕に係る費用を基準としている。

今回の監査対象の枚方市立メセナひらかた会館及び枚方市自動車駐車場は、築 20 年以上が経過し、施設の設備の中には、更新時期を超過して使用しているものも少なくない。市の責任において実施する施設・設備の大規模修繕及び改修は決定されているものの、指定管理者の過度な負担とならないよう、市は経年劣化の進行する設備の現状を把握し、市民サービスに支障のないよう、適時・適切に対応するよう要望する。

### ○指定管理運営業務のモニタリングと評価について

今回、監査対象である公の施設の所管課について、実地調査等のモニタリング結果を十分に記録していない、また適切に保管していない事例が見受けられた。

指定管理者の管理運営業務の実施状況を正確に把握し、必要な指導・指示を行うためにも、様式等の整備を含め、実地調査等のモニタリング結果を的確に記録し、確実に保管することを要望する。

また、適正な施設の管理運営、サービス水準の維持向上及び透明性の確保に向けて実施されている指定管理者管理運営評価をより活用し、施設の管理運営の改善や一層の市民・利用者へのサービス向上につなげていくよう要望する。